

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	学校看護師		
	医療的ケア児の受け入れに対応する看護師を確保する目的で設置する職であり、看護業務全般を担います。		
募 集 人 数	パートタイム：1人		
申込受付期間	令和7年2月 12日（水）午前8時30分から 令和7年3月 17日（月）午後5時15分まで		
業 務 内 容	三次市内の小・中学校に勤務し、校長の指導のもと担当教員と協力し、医療的ケア児の看護にかかわる業務全般（書類作成等を含む）に従事します。		
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 看護師の免許状を有する人若しくは令和7年4月1日までに看護師の免許状を取得する見込みの人 4 月曜日から金曜日までの割り振られた勤務が可能な人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人		
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 (3) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 ※資格の取得見込の人は、取得見込であることを確認できる書類（資格試験の受験票等）の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（学校看護師）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。		
試 験	日 時	選考日時・集合時刻は受験申込者に別途連絡	
	場 所	三次市役所5階または6階会議室（三次市十日市中二丁目8番1号）	
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）	
	携 行 品	試験の詳細については、受験申込者に別途連絡します。	

審査・合格～採用	審査	合否については、面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお，電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載（職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は，令和８年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和７年４月１日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報 の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市内の小・中学校
	勤務時間	月曜日から金曜日 ４日を６時間勤務，１日を５時間勤務 １週間あたり２９時間勤務 ※勤務時間と休憩時間は配属先の学校の勤務時間の割振に従います。 ※配属先の学校の長期休業日，一斉研修等，勤務しない日及び時間があります。 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3） ※振替有
	休暇制度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（福祉職給料表１－２７号給） パートタイム：月額１６８，８３６円 ※経験年数加算規定有（経験１年未満は加算対象外） ※長期休業日及び市の一斉研修に伴い勤務しない時間等，勤務しない時間，日は，月額給から勤務しない時間を減額して支給します。 ※年度途中で増減する可能性有
	手当制度	通勤手当（費用弁償），期末手当ほか
	福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等
	服 務	次に掲げる服務規程が適用されます。 地方公務員法第３０条から第３７条の規定
申込・ 問合せ先	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係（市役所本館５階） TEL 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日の８：３０～１７：１５（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。